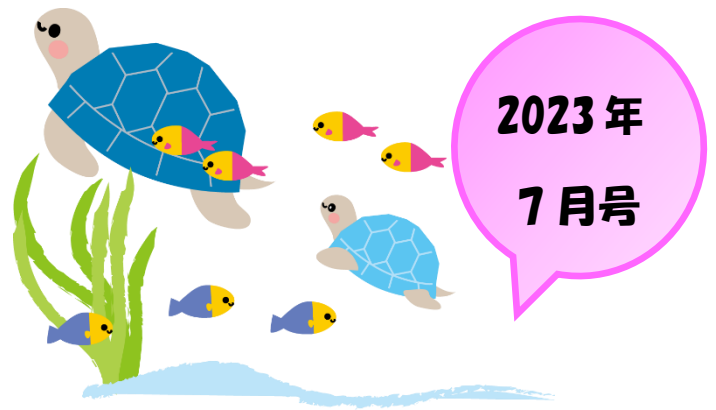


Business Partner office NEWS



法律相談Q&A

— 賞与社会保険料と賞与支払届 —

Q: 7/20 支給予定賞与の対象者の中に、①育児休業期間中の者と②7/20 に退職する者がいます。①は社会保険料が免除され、②は 7/21 資格喪失で7月は社会保険料が発生しないので、賞与支払届の記載は必要ないでしょうか？

A: 育児休業者の賞与社会保険料免除は、令和4年10月より育児休業期間が1ヵ月を超える場合のみとなりました。また、社会保険料は資格喪失日(退職日の翌日)が属する月の前月分まで納める必要があり、資格喪失日の属する月は社会保険料が発生しませんが、どちらも賞与支払届の提出が必要な場合があります。

上記①の方の場合、育児休業期間が1ヵ月を超える場合(育児休業開始日が6/20以前)であれば賞与社会保険料が免除されます。これは「発生している社会保険料」を免除している(徴収しない)ということなので、賞与額を将来の年金額に反映させるため賞与支払届の提出が必要です。

また、上記②の方は7月分社会保険料も7/20支給の賞与社会保険料も発生しませんが、**被保険者期間中(資格取得日～資格喪失日の前日までの間)に支払われた賞与**については賞与支払届の提出が求められます。

賞与社会保険料の算定にあたっては標準賞与額(賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額)の上限が定められています(健康保険…年度累計573万円・厚生年金…1ヶ月あたり150万円)。このうち健康保険については資格喪失日の属する月でも被保険者期間中に支給された賞与であれば年度累計573万円に算入されることから、賞与支払届により賞与額を確認しています。

最近のニュースから

「小規模保育」の3歳以上受入れ拡大へ こども家庭庁が通知

こども家庭庁は、原則3歳未満の乳幼児を受け入れる小規模保育事業について、条件を限定せず3歳以上も受け入れられるようにする通知を発出した。3歳になると新たな園に移るのが負担になるとの指摘があることなどから、自治体が3歳以上の受け入れを柔軟に判断できるようにする。

雇調金 抜本的な見直しを提案—財政審

財務省は、財政制度等審議会(財務相の諮問機関)の部会で、休業による雇用維持に重点を置いている現在の雇調金制度を見直し、学び直しによる労働者の成長分野での能力向上を支援し、労働移動を促す制度とするよう提起した。

技能実習制度廃止、新制度創設へ

政府の有識者会議は、現行の外国人技能実習制度を廃止し新制度の創設を盛り込んだ中間報告書をまとめた。新制度は人材確保と育成を目的とし、現行制度では原則不可の転籍制限を緩和する方針で、新制度から特定技能への円滑な移行が可能になるよう職種や分野を一致させる方針。今秋に最終報告書をまとめ、来年の通常国会にも関連法案を提出する見込み。

健康保険法などの改正案が成立

一定以上の収入がある75歳以上の医療保険料を引き上げる健康保険法などの改正案が、参院本会議で可決、成立した。75歳以上も出産育児一時金の財源の一部を負担すること等により現役世代の負担軽減をはかる。改正により75歳以上の約4割が負担増となり、25年度の保険料は年収200万円の人で年3,900円増、年収400万円の人で年14,000円増となる見通し。